

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月10日
【会社名】	パーソルホールディングス株式会社
【英訳名】	PERSOL HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水田 正道
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3375-2220(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員(財務担当) 関 喜代司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
【電話番号】	(03)3375-2220(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員(財務担当) 関 喜代司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 329,353,896円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	138,036株	完全議決権株式であり、株主の権利に特に制限のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2018年8月10日に開催された取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」という。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	138,036株	329,353,896	
一般募集			
計(総発行株式)	138,036株	329,353,896	

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
2,386		100株	2018年10月1日		2018年10月1日

- (注) 1. 全株式を第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 申込みの方法は、上記申込期間内に当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
4. 申込期間の末日までに割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合、当該株式に係る割当は行われなないこととなります。
5. 本自己株式処分に係る普通株式138,036株のうち、普通株式113,914株の処分については、パーソルテンプスタッフ株式会社とテンプスタッフ・クロス株式会社との間で締結された株式交換契約に基づく株式交換において、当該株式交換の効力発生日の前日である2018年9月30日までに、少数株主が株式買取請求権を行使しなかったことを停止条件とする。また、本自己株式処分に係る普通株式138,036株のうち、普通株式24,122株の処分については、パーソルテンプスタッフ株式会社とテンプスタッフ・メディア株式会社との間で締結された株式交換契約に基づく株式交換(パーソルテンプスタッフ株式会社とテンプスタッフ・クロス株式会社との間で締結された株式交換契約に基づく株式交換と併せて、以下「本株式交換」といいます。)において、当該株式交換の効力発生日の前日である2018年9月30日までに、少数株主が株式買取請求権を行使しなかったことを停止条件とする。
- なお、少数株主が株式買取請求権を行使した場合で、本自己株式処分の払込金額が100,000,000円に満たない場合は、本届出書を取り下げいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
パーソルホールディングス株式会社 グループ財務部	東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂3丁目2番6号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
329,353,896	300,000	329,053,896

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分は、本株式交換を実施するために必要となる当社普通株式をパーソルテンプスタッフ株式会社に取得させることを目的とするものであり、調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要	名称	パーソルテンプスタッフ株式会社	
	本店所在地	東京都渋谷区代々木二丁目1番1号	
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和田 孝雄	
	事業内容	労働者派遣事業等	
	資本金	2,273百万円	
	大株主及び持株比率	パーソルホールディングス株式会社 100%	
提出者と割当予定先との関係	資本関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	616,407株
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	提出者の取締役4名が、割当予定先の実務取締役を兼任しております。	
	資金関係	資金融通のため、TMS（トレジャリー・マネジメント・システム）を導入しており、提出者との間で資金の貸付及び借入を行っております。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	提出者は、処分予定先から経営管理料を受け取っております。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、2018年3月31日現在のものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、派遣・BPOセグメントの中核子会社であるパーソルテンプスタッフ株式会社がテンプスタッフ・クロス株式会社及びテンプスタッフ・メディア株式会社を完全子会社化することにより、より一層の経営判断の迅速化やグループ経営の強化が図れ、当社の企業価値向上に資するものと考えており、テンプスタッフ・クロス株式会社及びテンプスタッフ・メディア株式会社の親会社であるパーソルテンプスタッフ株式会社に対して当社自己株式を処分する事としたものであります。

(3) 割り当てようとする株式の数

本自己株式処分により割当予定先に割り当てる予定の株式の数は以下の通りです。

当社普通株式 138,036株

(4) 株式等の保有方針

割当予定先は、割り当てられた当社の株式全てを各本株式交換の対価として使用する予定です。

なお、当社は、割当予定先との間で、割当を受けた日から2年間において、当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先において、払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを貸借対照表（2018年3月31日）により確認しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(2018年6月28日付)「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」に記載しているとおり、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し一切の関係を遮断することを掲げております。また、主管部署を定め、所轄警察署や特殊暴力防止に関する地域協議会等から関連情報を収集し不測の事態に備えるとともに、事態発生時には主管部署を中心に外部機関と連携し、組織的に対処することを掲げ、当社を含むグループ内の周知徹底を図る等、必要な対応を行っております。以上から、割当予定先及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び発行条件の合理性

本自己株式処分の処分価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日(2018年8月9日)の株式会社東京証券取引所市場一部における当社普通株式の終値2,386円と同額である2,386円といたしました。

当該価格2,386円については、直前1ヶ月間(2018年7月10日~2018年8月9日)における当社普通株式の終値の平均値2,413円(円未満切捨)とのディスカウント率が1.1%、直近3ヶ月間(2018年5月10日~2018年8月9日)における当社普通株式の終値の平均値2,429円(円未満切捨)とのディスカウント率が1.8%、直近6ヶ月間(2018年2月13日~2018年8月9日)における当社普通株式の終値の平均値2,613円(円未満切捨)とのディスカウント率が8.7%となっております。

なお、上記処分価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、また、上記処分価格については、監査等委員会(監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名))が、特に有利な処分価格には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性

今回の処分数量138,036株の発行済株式総数(236,677,955株、2018年3月31日現在)に占める割合は0.06%であり、総議決権数(2,338,356個、2018年3月31日現在)に占める議決権の割合は0.06%であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本件を実施し、テンプスタッフ・クロス株式会社およびテンプスタッフ・メディア株式会社を完全子会社化することにより、経営判断の迅速化やグループ経営がより一層強化され、当社の企業価値向上に資するものと考えられます。

従って、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
篠原 欣子	東京都渋谷区	26,331	11.26%	26,331	11.25%
一般財団法人篠原欣子記念財団	東京都新宿区西新宿三丁目3番13号	15,800	6.76%	15,800	6.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,846	5.49%	12,846	5.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,615	4.54%	10,615	4.54%
ケリーサービスジャパン株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	9,106	3.90%	9,106	3.89%
篠原 よしみ	東京都新宿区	4,438	1.90%	4,438	1.90%
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,696	1.58%	3,696	1.58%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,413	1.46%	3,413	1.46%
THE BANK OF NEW YORK 133524 常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部	東京都港区港南二丁目15番1号	3,390	1.45%	3,390	1.45%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部	東京都港区港南二丁目15番1号	3,378	1.45%	3,378	1.44%
計		93,017	39.78%	93,017	39.76%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数にかかる議決権の数を、2018年3月31日現在の総議決権数(2,338,356個)に、本自己株式処分による増加する議決権数(1,380個)を加えた数(2,339,736個)で除して算出した割合です。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 上記表には当社保有の自己株式を含めていません。また、当社保有の自己株式2,817,063株(2018年3月末現在)は、本自己株式処分後は2,679,027株となります。但し、2018年3月31日以降の単元未満の株式の買取・買増により、変動する可能性があります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第10期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年8月10日）までに、以下の書類を提出しております。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月28日に関東財務局長へ提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（2018年8月10日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には上述以外にも将来に関する事項を記載した箇所が含まれており、当該事項は本有価証券届出書提出日（2018年8月10日）現在においてもその判断に変更はありませんが、不確実性を内包するため、実際の結果とは異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

パーソルホールディングス株式会社 本店
（東京都渋谷区代々木二丁目1番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。